

報告第1号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成31年2月26日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

31 専第1号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年1月22日議決）第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金152,280円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 東京都港区芝3丁目22番8号  
氏 名 オリックス自動車株式会社  
代表取締役社長 上谷内 祐二
- 3 示 談 日 平成31年1月28日
- 4 事 案 概 要 平成30年8月20日（月）午前6時30分頃、交野市松塚48番23号先、市道松塚1号線において、市が管理する街路樹の枝等が道路上にせり出した状態であったため、走行中の相手方車両（高所作業車）が枝等に接触し、車両デッキ部分を損傷させたもの。  
なお、事故の責任割合は、本市60%、相手方40%とし、相手方車両の修理に要する費用のうち、その責任割合に応じた費用を負担する。
- 5 そ の 他
- |                    |          |
|--------------------|----------|
| 相手方車両修理費           | 253,800円 |
| 上記修理費に係る本市責任額（60%） | 152,280円 |
| 道路賠償責任保険額          | 152,280円 |
| 市持出額               | 0円       |

平成31年1月28日

交野市長 黒 田 実